



『トーマツ チャイナ ニュース』

## 連載

# ～中国企業会計準則シリーズ～ 第37回 連結財務諸表

中国室

### 1. はじめに

今回は、「企業会計準則第33号－連結財務諸表」（以下、「33号準則」）を解説します。33号準則は、総則、連結の範囲、連結手続、開示の4章から構成されています。また、33号準則応用指南では、旧企業会計準則では認められていた共同支配企業に対する比例連結が認められず持分法を適用する必要がある旨、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結

キャッシュ・フロー計算書、連結所有者持分変動計算書の様式、注記の様式等が定められています。33号準則は、新企業会計準則公表当時（2006年）の国際財務報告基準（IFRS）の考え方を踏襲した内容となっており、2011年に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」には対応しておらず、主に下記に挙げられるような差異があります。

### 2. 国際財務報告基準（IFRS）との比較

	新企業会計準則	IFRS
支配	一方の企業が他の企業の財務及び経営方針を決定することができ、かつ、これにより他の企業の企業活動から利益を獲得することができる権限を指しています。	投資者が、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している状態を指しています。
会計期間	親会社間で報告日を統一しなければなりません。	実務上不可能な場合を除き、親子会社間で報告日を統一しなければなりません。

### 3. 用語の定義

以下では、連結財務諸表に関連する用語の定義を示します。

連結財務諸表	親会社及びその全ての子会社からなる企業集団全体の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを反映する財務諸表を指しています。
親会社	1社以上の子会社を有する企業又は事業体を指しています。
子会社	親会社に支配されている企業を指しています。
支配	一方の企業が他の企業の財務及び経営方針を決定することができ、かつ、これにより他の企業の企業活動から利益を獲得することができる権限を指しています。

### 4. 連結の範囲

連結の範囲は、支配を基礎として確定し、親会社が直接又は子会社を通じて間接的に被投資会社の議決権の過半数を保有し、親会社が被投資会社を支配できることが明らかな場合、被投資会社を子会社と

認定します。なお、被投資会社を支配できるか否かを確定する場合には、企業が保有する被投資会社の当期に転換可能な転換可能社債、当期に行使可能なワラント等の潜在的議決権の要素を考慮しなければなりません。

また、親会社が被投資会社の議決権の半数以下を保有している場合でも、以下の条件のいずれかを満たす場合には、親会社は被投資会社を支配できるとみなして、被投資会社を子会社として認定することになります。

- (1) 被投資会社のその他の出資者との合意によって、被投資会社の議決権の過半数を保有している場合。
- (2) 会社の定款又は合意に基づき、被投資会社の財務及び経営方針を決定する権限を有する場合。
- (3) 被投資会社の董事会又は類似機関の構成員の多数を任免する権限を有する場合。
- (4) 被投資会社の董事会又は類似機関における多数の議決権を有する場合。

その上で、親会社は、その全ての子会社を連結財務諸表の連結の範囲に含める必要があります。

## 5. 連結手続

### (1) 会計方針及び会計期間

親会社は、子会社の採用する会計方針及び会計期間を統一し、子会社が採用する会計方針及び会計期間と親会社の会計方針及び会計期間を一致させなければなりません。子会社の採用する会計方針及び会計期間が親会社の会計方針及び会計期間と異なる場合には、親会社の会計方針及び会計期間に合わせるための調整が必要となります。

### (2) 連結貸借対照表

連結貸借対照表は、親会社と子会社の貸借対照表を基礎として、親会社と子会社間、又は各子会社間に生じた内部取引の連結貸借対照表に与える影響を消去する必要があります。

- 親会社の子会社に対する長期持分投資と子会社の所有者持分のうち親会社持分相当額とを相殺消去し、同時に対応する長期持分投資減損損失引当金を消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間の債権、債務は相殺消去し、同時に債権に対する貸倒引当金及び債券投資に対する減損損失引当金を消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間の商品販売等により形成された棚卸資産、有形固定資産、工事物資、建設仮勘定、無形資産等に含まれる未実現利益は消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間に発生するその他の内部取引が連結貸借対照表に与える影響は消去する必要があります。

子会社の所有者持分のうち、親会社に帰属しない持分相当額は、少数株主持分として連結貸借対照表の所有者持分項目に「少数株主持分」として表示す

る必要があります。

### (3) 連結損益計算書

連結損益計算書は、親会社と子会社の損益計算書を基礎として、親会社と子会社間、又は各子会社間に生じた内部取引の連結損益計算書に与える影響を消去する必要があります。

- 親会社と子会社間、各子会社間の商品販売等により生じた営業収益と営業原価を消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間の商品販売等により形成された有形固定資産又は無形資産の減価償却額又は償却額の未実現内部損益に関連する部分を消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間で相手方の長期持分投資や債券を保有するために生じる投資収益は、対応する発行側の支払配当や利息費用と相殺消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間に発生したその他の内部取引が連結損益計算書に与える影響は消去する必要があります。

子会社の当期純損益のうち、少数株主持分に帰属する額は、連結損益計算書の中の純利益項目の下に「少数株主損益」として表示する必要があります。

### (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書は、親会社と子会社のキャッシュ・フロー計算書を基礎として、親会社と子会社間、又は各子会社間に生じた内部取引の連結キャッシュ・フロー計算書に与える影響を消去する必要があります。

- 親会社と子会社間、各子会社間の当期に現金投資又は持分の買収により増加した投資によるキャッシュ・フローは消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間の当期に投資収益として獲得された現金収入は、支払配当や利息費用による現金支出と相殺消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間の債権、債務の現金決済により生じたキャッシュ・フローは消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間の当期に商品販売等により生じたキャッシュ・フローは消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間の有形固定資産、無形資産及びその他の長期資産の処分により回収した現金収入は、有形固定資産、無形資産及びその他の長期資産の購入又は建設のための現金支出と相殺消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間に当期発生したその他の内部取引により生じたキャッシュ・フローは消去する必要があります。

## (5) 連結所有者持分変動計算書

連結所有者持分変動計算書は、親会社と子会社の所有者持分変動計算書を基礎として、親会社と子会社間、又は各子会社間に生じた内部取引の連結所有者持分変動計算書に与える影響を消去する必要があります。

- 親会社の子会社に対する長期持分投資は、子会社の所有者持分のうち親会社持分相当額と相殺消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間の相手方の長期持分投資の保有による投資収益は、消去する必要があります。
- 親会社と子会社間、各子会社間に生じたその他の内部取引が所有者持分変動に与える影響は、消去する必要があります。

少数株主が存在する場合、連結所有者持分変動計算書において少数株主持分の変動状況を反映しなければなりません。

## 6. 開示

33号準則第31条では、注記に対する要求事項を以下の通り規定しています。

- (1) 子会社一覧表（企業名称、登記所在地、事業内容、親会社の持分比率及び議決権比率を含む）。

- (2) 親会社は直接又は子会社を通じて間接的に所有する被投資会社の過半数の議決権を保有していないが、当該企業を支配できるとされる理由。
- (3) 親会社は直接又は子会社を通じて間接的に所有する被投資会社の過半数の議決権を保有しているが、当該企業を支配できないとされる理由。
- (4) 子会社が採用している親会社と異なる会計方針、連結財務諸表作成上の処理方法及びその影響。
- (5) 子会社の親会社と異なる会計期間、連結財務諸表作成上の処理方法及びその影響。
- (6) 当期に増加した子会社に関する「企業会計準則第20号－企業結合」の規定に基づく開示。
- (7) 当期に連結の範囲に含まれなくなった旧子会社は、旧子会社の名称、登記所在地、事業内容、親会社の持分比率と議決権比率、当期に子会社に該当しなくなった理由、その処分日及び前会計期間の貸借対照表日における資産、負債及び所有者持分の金額並びに当期期首から処分日までの収益、費用と利益の金額の説明。
- (8) 子会社の親会社に資金を移転する能力に対して厳しい制限を受ける状況。
- (9) 注記に説明しなければならないその他の事項。

## 7. 連結財務諸表の様式

### 連結貸借対照表

会合 01表

作成企業： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

単位：元

資 産	期末 残高	期首 残高	負債及び所有者持分 (或いは株主持分)	期末 残高	期首 残高
流動資産：			流動負債		
貨幣資金			短期借入金		
決済預託金			中央銀行借入金		
インターバンク貸出金			受入預金及び同業者預り金		
売買目的金融資産			インターバンク借入金		
受取手形			売買目的金融負債		
売掛金			支払手形		
前渡金			買掛金		
未収保険料			前受金		
未収再保険料			買戻条件付売却金融資産		
再保険貸（保険契約準備金）			未払手数料及びコミッション		
未収利息			未払従業員報酬		
その他未収入金			未払税金		
売戻条件付買入金融資産			未払利息		
棚卸資産			その他未払金		
1年内期限到来非流動資産			未払再保険料		
その他流動資産			保険契約準備金		
流動資産合計			証券代理売買預り金		
非流動資産：			証券代理引受預り金		
貸出金及び立替金			1年内期限到来非流動負債		
売却可能金融商品			その他流動負債		
満期保有目的投資			流動負債合計		
長期末収金			非流動負債：		
長期持分投資			長期借入金		
投資不動産			社債		
有形固定資産			長期末払金		
建設仮勘定			専用未払金		
工事物資			引当金		
有形固定資産処分			繰延税金負債		
生産型生物資産			その他非流動負債		
石油天然ガス資産			非流動負債合計		
無形資産			負債合計		
開発費			所有者持分（或いは株主持分）		
のれん			払込資本金		
長期前払費用			資本剰余金		
繰延税金資産			減：自己株式		
その他非流動資産			利益積立金		
非流動資産合計			一般リスク準備金		
			未処分利益		
			為替換算調整勘定		
			親会社所有者に帰属する持分合計		
			少数株主持分		
			所有者持分合計		
資産合計			負債及び所有者持分合計		

連結損益計算書

作成企業： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月

会合 02表  
単位：元

項目	当期金額	前期金額
一. 営業総収入		
その内：営業収入		
利息収入		
経過保険料		
手数料及びコミッション収入		
二. 営業総原価		
その内：営業原価		
利息費用		
手数料及びコミッション費用		
解約返戻金		
給付費用純額		
保険契約準備金純繰入額		
配当金		
再保険費用		
営業税及び附加		
販売費用		
管理費用		
財務費用		
減損損失		
加：公正価値変動収益（損失は「-」符号で表示）		
投資収益（損失は「-」符号で表示）		
内訳：関連会社及び共同支配企業からの投資収益		
為替差益（損失は「-」符号で表示）		
三. 営業利益（損失は「-」符号で表示）		
加：営業外収入		
減：営業外費用		
その内：非流動資産処分損失		
四. 利益総額（損失は「-」符号で表示）		
減：企業所得税費用		
五. 純利益（損失は「-」符号で表示）		
親会社所有者に帰属する純利益		
少数株主損益		
六. 1株当たり利益：		
(一) 基本的 1株当たり利益		
(二) 希薄化後 1株当たり利益		

注：(1) 連結損益計算書の収益、費用項目は各企業の損益計算書に基づき同一の規格により記載する。  
(2) 共通支配下の企業結合が行われた会計期間は、被結合企業の結合前に実現した純利益も個別に開示する。

連結キャッシュ・フロー計算書

会合 03表  
単位：元

作成企業： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月

項 目	当期金額	前期金額
一. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
商品販売及び役務の提供による現金収入		
受入預金及び同業者預り金の純増加額		
中央銀行借入金純増加額		
その他金融機関からのインターバンク借入金純増加額		
元受保険契約の収入保険料による現金収入		
再保険業務による純現金収入		
保険契約者からの預り金及び投資資金の純増加額		
売買目的金融資産の処分による純増加額		
利息、手数料及びコミッションの受領による現金収入		
インターバンク借入金純増加額		
買戻業務資金の純増加額		
還付税金の受領		
営業活動と関連するその他の現金収入		
営業活動によるキャッシュ・インフロー小計		
商品購入及び役務の受入のための現金支出		
顧客貸出金及び立替金の純増加額		
中央銀行預け金及び同業者預け金の純増加額		
元保険契約の給付費用の支払のための現金支出		
利息、手数料及びコミッションの支払のための現金支出		
配当金の支払のための現金支出		
従業員に対する、及び従業員のための現金支出		
各種税金費用の支払		
その他営業活動と関連する現金支出		
営業活動によるキャッシュ・アウトフロー小計		
営業活動によるキャッシュ・フロー純額		
二. 投資活動によるキャッシュ・フロー：		
投資の回収による現金収入		
投資収益の獲得による現金収入		
有形固定資産、無形資産及びその他の長期性資産の処分による純現金収入		
子会社及びその他の事業体の処分による純現金収入		
投資活動と関連するその他の現金収入		
投資活動によるキャッシュ・インフロー小計		
有形固定資産、無形資産及びその他の長期性資産の購入、建設のための現金支出		
投資のための現金支出		
質権担保付貸出金の純増加額		
子会社及びその他の事業体の取得のための純現金支出		
投資活動と関連するその他の現金支出		
投資活動によるキャッシュ・アウトフロー小計		
投資活動によるキャッシュ・フロー純額		
三. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
資本の払込による現金収入		
その内：子会社の少数株主からの資本の払込		
借入による現金収入		
債券の発行による現金収入		
財務活動と関連するその他の現金収入		
財務活動によるキャッシュ・インフロー小計		
債務弁済のための現金支出		
配当金、利益の分配及び利息の支払のための現金支出		
その内：子会社の少数株主への配当、利益の支払のための現金支出		
財務活動と関連するその他の現金支出		
財務活動によるキャッシュ・アウトフロー小計		
財務活動によるキャッシュ・フロー純額		
四. 為替レートの変動が現金及び現金同等物に与える影響額		
五. 現金及び現金同等物の純増加額		
加算：現金及び現金同等物期首残高		
六. 現金及び現金同等物期末残高		

連結所有者持分変動計算書

会社 04表  
単位：元

\_\_\_\_年 度

作成企業：

項目	当期金額						前期金額												
	親会社所有者に帰属する持分						親会社所有者に帰属する持分												
	払込 資本金 (或いは 株式 資本金)	資本 剰余金	減： 自己 株式	利益 積立金	一般 リスク 準備金	未処分 利益	その他	少数 株主 持分	所有者 持分 合計	払込 資本金 (或いは 株式 資本金)	資本 剰余金	減： 自己 株式	利益 積立金	一般 リスク 準備金	未処分 利益	その他	少数 株主 持分	所有者 持分 合計	
一. 前期末残高																			
加算：会計方針の変更																			
過年度誤謬の訂正																			
二. 当期末首残高																			
三. 当期増減変動額 (減少は「-」 符号で表示)																			
(一) 純利益																			
(二) 所有者持分に直接計上され る利益及び損失																			
1. 売却可能金融資産の公正 価値変動純額																			
2. 持分法適用被投資企業の その他の所有者持分の変動 の影響																			
3. 所有者持分項目の計上に 関連する税効果																			
4. その他																			
上記(一)及び(二)小計																			
(三) 所有者による出資及び減資																			
1. 所有者による出資																			
2. 株式報酬の所有者持分へ の計上額																			
3. その他																			
(四) 利益分配																			
1. 利益積立金の積立																			
2. 一般リスク準備金の積立																			
3. 所有者(或いは株主)への分配																			
4. その他																			
(五) 所有者持分内での振替																			
1. 資本剰余金の資本金 (或い は株式資本金) への組入																			
2. 利益積立金の資本金 (或い は株式資本金) への組入																			
3. 利益積立金による損失填補																			
4. その他																			
四. 当期末残高																			

「トーマツ メールマガジン/トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は  
<http://www.tohatsu.com/jp/mm/> よりお申し込みください。

『トーマツ チャイナ ニュース』のお問合せ先：

有限責任監査法人トーマツ 中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル

TEL : 03-6213-1075 FAX : 03-6213-1045

e-mail : chinanews@tohatsu.co.jp

※禁無断転載

## トーマツ メールマガジンのご案内

トーマツグループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジやニュースをWebサイトに掲載するとともに、その更新情報を中心に「トーマツ メールマガジン」として無料で配信しています。www.tohatsu.com/mm/にアクセスし、トーマツ メールマガジンにご登録くださいますようお願い申し上げます。

### トーマツ総合メールマガジン

監査・ファイナンシャル アドバイザリー・コンサルティング・税務の4つの分野のサービスに関連する内容を中心に、それぞれの分野の最新情報やセミナー情報などを配信しています。(毎月発行)

### トーマツIFRSメールマガジン

IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)の最新動向、解説記事を定期的に配信しています。また、特に重要なIFRS関連情報が発表されたときには、即時に、当該情報やその解説記事を配信しています。(概ね毎週発行)

### デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーメールマガジン

M&Aの実務の観点より、新聞や経済誌等とは異なる視点で、財務・会計・経営戦略・業界動向などの話題を中心に、タイムリーかつ実務に即して充実した情報を提供しています。M&Aに関する身近な情報ソースとしてご活用ください。(毎月発行)

### コンシューマービジネスメールマガジン

日用消費財、小売などのコンシューマービジネス業界におけるトピックスを配信します。ASEANをはじめとする新興国における市場動向レポート、企業動向ニュースサマリー、業界特有の会計情報などを提供します。(毎月発行)

### ライフサイエンス ニュースレター

ライフサイエンス業界における最新トピックを配信します。業界専門コンサルタントが、製薬・医療機器企業が直面する課題や、押さえるべきトレンドなどについて解説します。(原則、隔月発行)

### トーマツ チャイナニュース

中国ビジネスを展開している日本企業及び在中国の日系企業向けのニュースレターです。会計税務の専門的な立場より中国の会計税務投資情報についてタイムリーにわかりやすい解説を配信しています。(毎月発行)

### ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative

組織・人事に関する国内外の最新動向、解説記事やセミナー情報を、ヒューマンキャピタル(HC)グローバル発行の内容も交えて配信します。企業の「人」「組織」にまつわる課題解決に向けて、是非ご活用ください。(毎月発行)

### グローブ エンタープライズサービス メールマガジン Next.

「成長企業」の創出に向けて、日本経済再生への戦略的視点を含めた政策提言と、成長企業が取り組むべき経営課題について、グローブエンタープライズサービスのコンサルタントが執筆した記事・インタビュー等を配信しています。(原則、毎月発行)

■お問合せ先 トーマツ メールマガジン事務局 info\_magazine\_jp@tohatsu.co.jp